

山口県職員措置請求書の陳述書

2021年6月9日

松林俊治

(始めに)

・今回の事案は、令和2年4月臨時会分も監査請求の対象としています。

県民が通常の注意力では気付きにくい事案であるので、請求日から1年を若干超えている部分も請求しています。

通常の旅費支給をチェックするには、旅費請求書などの財務書類をみれば、それだけで問題点はわかります。しかし、今回の事案は、議会招集旅費の支給を受け、さらに公用車の自宅送迎も受けていますが、これは財務書類だけではわかりません。気付くためには、旅費の請求書・精算書だけでなく、公用車の運転日誌の開示を求め、さらに議会の日程を確認し、それらを突き合わせなければわかりません。県民の通常の注意力では気付きは困難です。たまたま、センチュリーの問題が発生したため、複数の公文書を丁寧に調べたため気付いたもので、通常は誰も気づかなかったものです。

今回の事案は令和2年度の1年度分を区切りとして、監査請求するものです。

私が、今回の事案は、昨年の貴賓車センチュリー購入に関する情報公開を頻繁に行うなかで私が知り得ました。この情報公開で知ることがなければ、今回の措置請求はあり得ませんでした。ここで私が言いたいのは情報公開制度の大切さです。

さて、何故、今回の事案が起こったかを考えてみます。発生の要因として、第一は、公用車の使用に関し、山口県庁用自動車管理規則)第十条(庁用自動車の使用原則)「庁用自動車は、公務以外に使用してはならない」以外に明確な基準がなく、県議会事務局の恣意的な判断で議長・副議長・議運委員長に対する公用車による自宅送迎が行われていることです。第二には、山口県議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「山口県議会議員条例」という)(費用弁償)第三条4項及び5項の運用を深く解釈せず、一律に全議員に適用したことです。

私は、この二つの要因により今回の費用弁償の過払いが生じたと推測します。この支給行為が、条例違反にあたるので、今回の職員措置請求書を行った次第です。

(本論)

1. 公用車の自宅送迎について

公務は、在勤公署内での公務業務と在勤公署外の公務業務に区分され、専ら在勤公署外の公務業務は、在勤公署に出勤した後、在勤公署で保管・管理する公用車等により移動中及び移動場所で公務業務が行われています。

よって、公用車の使用は、在勤公署からの公務業務に限定すべきと考えます。そうしなければ、現在、県議会事務局で行っている公用車自宅送迎が野放図に放置されます。

2. 費用弁償について

(1) 山口県議会議員条例第三条（費用弁償）第4項は、「議員が招集に応じて議会又は委員会に出席した場合における費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、別表第二の招集旅費の欄に掲げる額に出席日数を乗じて得た額とする」の定めています。

この第4項に定める費用弁償とは、議員が公務のため旅行した時に発生した経費（自家用自動車・公共交通に要する経費等）を弁償するものとして、全体を統一する形で別表2が定められています。ところが、議長・副議長・議運委員長については、公用車による自宅送迎が行われ、本人らは、何らの経費は発生しておらず、本条例適用の前提条件を欠き、議長ら3名への招集旅費の支払いは本条例三条第4項に違反するものであり、違法な財政行為です。併せて、議長他2名が受領した金員は、条例上に根拠を持たないものであることから、不当利得（民法703条）に相当するものです。

(2) この費用弁償について、別の角度から主張します。きっかけは、情報公開の時、私と県議会事務局職員との会話のやり取りで、私が「議長他2名は、招集旅費を2重に支払っており、返還を求めるべきだ。」と話すと、議会事務局職員は、「松林さん、条例には減額規定がないので返還を求めることは出来ないのです」との回答に疑問を感じたことです。

山口県議会議員条例第三条（費用弁償）の5項では、この条例に定められていないものは、「一般職の職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の旅費支給の例による。」と定めています。

今回の公用車の自宅送迎時の旅費について、一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「一般職旅費条例」という）第三十二条（旅費の調整）の1は、「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」と定めています。

議長 外2名への公用車による自宅送迎は、先に記述した「旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合」にあたり、旅費を支給すべきではなく、この条例にも違反しています。

本年2月、徳島県でも議長・副議長の公用車による自宅送迎に関する職員措置請求が行われ、本年4月の監査結果を読んでもみると、徳島県では従前から「職員の旅費に関する条例」第36条【山口県一般職旅費条例第三十二条（旅費の調整）の要旨は同じ】を適用し、旅費は支給しないと記述されており、私の主張は適切だと判断できます。

(3) 上記(1)、(2)に述べた通り議長 外2名への公用車による自宅送迎日数相当の招集旅費の支給は、山口県議会議員条例第三条（費用弁償）の4及び山口県一般職員旅費条例第三十二条（旅費の調整）の1に違反しており、違法な財政行為です。

3. まとめ

そもそも山口県議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例は、県議会議員が自ら提案し、自ら可決した議員条例です。議会は県執行部の予算（県民の血税が原資）や施策が無駄ないか、適切かを審議するチェックする機関でありながら、議長や副議長が貴賓車センチュリーを公用車として乗り回したり、今回の招集旅費の過払いなど等、県議会としての権能を果たしていません。今後は、議長自らが先頭となって襟を正す議会改革が必要だと考え、陳述とします。

4. 監査委員会へお願い（招集旅費の見直しの改善勧告について）

最後に監査委員と監査委員会事務局へのおお願いですが、議会や委員会の議員出席時に支払われる1日当たり招集旅費（招集地から距離25km未満6,400円、招集地から距離25km～50km未満10,300円、招集地から距離50km以上13,600円）の算出根拠の情報公開の結果、却下されました。却下理由は、『県議会招集旅費は県条例の規定に則り支出されており、県条例以外の「算出根拠資料」が存在しないため』と回答されました。算出根拠資料がなく、県民にも誰にも説明できないような招集旅費を見直しせずに今後、支払い続けることは不作為に該当し、行政の透明性の観点からも山口県財政行為からも問題があり、多方面から非難を受けるのは確実です。監査委員会におかれましては、調査吟味された上で県議会に対して、条例の見直しを改善勧告されるようお願いして、発言を終わります。

以上